

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 4 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第 1 号

川崎市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市印鑑条例施行規則（昭和 51 年川崎市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「は、照会書（第 2 号様式の 1）」を「及び回答書は、照会書（第 2 号様式）」に改める。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「1 月」を「30 日」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条を削る。

第 7 条中「第 4 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「第 5 号様式」を「第 4 号様式」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「第 5 号様式」を「第 4 号様式」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「第 6 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条中「第 5 号様式」を「第 4 号様式」に改め、同条を第 10 条とする

。

第 12 条中「印鑑登録抹消通知（第 7 号様式）」を「印鑑登録抹消通知書（第 6 号様式）」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条中「第 8 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同条を第 12 条とする

。

第 14 条中「第 9 号様式」を「第 8 号様式（登録者が外国人の場合にあっては、第 9 号様式）」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を削る。

第 17 条中「磁気ディスクに記録された」を「電磁的記録をもって作成された」に改め、同条第 1 号中「（条例第 12 条第 1 項第 3 号の規定により登録を抹消した可視原票にあっては、本市の区域外に転出したことにより登録を抹消したものに限る。）」を削り、同条を第 15 条とする。

第2号様式の1から第3号様式までを削り、第1号様式の次に次の1様式を
加える。

第2号様式

照会番号

様

年 月 日

川崎市 区長

印

に関する照会書

年 月 日にあなたの
れば、次の回答書に記入押印の上
ださい。その際にこの様式と引換えに

を受け付けました。あなたの意思による申請に相違なけ
年 月 日までに申請した区役所の窓口に持参してく

回答書		年 月 日
川崎市 区長 様	は、私の意思に基づくことに 相違ありません。	申請した印鑑
住 所		
本人署名		
生年月日		

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状	年 月 日
代理人住所	
代理人氏名	
回答書の提出及び その権限を委任いたします。 本人署名	について、上の者を代理人と定め、 _____ _____

(注意事項)

- 回答書の住所、氏名及び生年月日は必ず本人が自署し、申請した印鑑欄には登録の申請をした印鑑を押してください。
- 回答書は本人が持参してください。疾病その他やむを得ない事由により代理人による場合は、委任状の代理人住所、代理人氏名及び本人署名は必ず本人が自署してください。
- 回答書は、郵送では受理しません。また、期間内に回答書の持参がない場合は当該申請を受理しないものとします。
- 持ら物は次のとおりです。
 - 本人が手序する場合：必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - 代理人が手序する場合：回答書及び本照会書を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

(お問合せ先)

第4号様式を第3号様式とし、第5号様式を第4号様式とし、第6号様式を
第5号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

年月日

川崎市 区長

印

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号

2. 登録者氏名

3. 抹消年月日

4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

（お問合せ先）

第 7 号様式を削り、第 8 号様式を第 7 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式
を加える。

第8号様式

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	＊＊＊	＊＊＊＊＊
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

川崎市 区長 印

第9号様式を次のように改める。

第9号様式

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

川崎市 区長 印

第11号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定による照会の文書で、この規則の施行の際現に川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第5条第2項又は第9条第2項の規定による照会中のものは、改正後の川崎市印鑑条例施行規則第4条第1項の規定による照会の文書とみなす。